③　区分番号Ｉ００７に掲げる精神科作業療法 ④　区分番号Ｉ００８―２に掲げる精神科ショート・ケア（注５に掲げる場合を除く。） ⑤　区分番号Ｉ００９に掲げる精神科デイ・ケア（注５に掲げる場合を除く。） ⑥　区分番号Ｉ０１２に掲げる精神科訪問看護・指導料 ⑦　区分番号Ｉ０１６に掲げる精神科重症患者早期集中支援管理料 二　次に掲げる点数が算定されるべき療養（指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表の３のハの(1)から(3)までの注５に規定する所定単位数を算定した日に行われたものに限る。） イ　別表第一第１章第１部に規定する点数 ロ　別表第一区分番号Ａ４００の１に掲げる短期滞在手術等基本料１ ハ　別表第一第２章第３部及び第４部に規定する点数 ニ　別表第一第２章第５部に規定する点数（専門的な診療に特有な薬剤に係るものに限る。） ホ　別表第一第２章第６部に規定する点数（専門的な診療に特有な薬剤に係るものに限る。） ヘ　別表第一第２章第８部に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの ①　区分番号Ｂ００４―１―４に掲げる入院栄養食事指導料 ②　区分番号Ｂ００４―９に掲げる介護支援連携指導料 ③　区分番号Ｂ００６―３に掲げるがん治療連携計画策定料 ④　区分番号Ｂ００６―３―２に掲げるがん治療連携指導料 ⑤　区分番号Ｂ００７に掲げる退院前訪問指導料 ⑥　区分番号Ｂ００８に掲げる薬剤管理指導料 ⑦　区分番号Ｂ００８―２に掲げる薬剤総合評価調整管理料 ⑧　区分番号Ｂ０１１―４に掲げる退院時薬剤情報管理指導料 ⑨　区分番号Ｂ０１４に掲げる退院時共同指導料１ ⑩　区分番号Ｂ０１５に掲げる退院時共同指導料２ ⑪　区分番号Ｃ００３に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料 ⑫　区分番号Ｃ００７に掲げる在宅患者連携指導料 ⑬　区分番号Ｃ００８に掲げる在宅患者緊急時等カンファレンス料 三　別表第二に規定する点数であって次に掲げる点数以外のものが算定されるべき療養 イ　区分番号Ｂ００４―１―４に掲げる入院栄養食事指導料 ロ　区分番号Ｂ００４―９に掲げる介護支援連携指導料 ハ　区分番号Ｂ００６―３に掲げるがん治療連携計画策定料 ニ　区分番号Ｂ００６―３―２に掲げるがん治療連携指導料 ホ　区分番号Ｂ００７に掲げる退院前訪問指導料 ヘ　区分番号Ｂ００８に掲げる薬剤管理指導料 ト　区分番号Ｂ００８―２に掲げる薬剤総合評価調整管理料 チ　区分番号Ｂ０１１―４に掲げる退院時薬剤情報管理指導料 リ　区分番号Ｂ０１４に掲げる退院時共同指導料１ ヌ　区分番号Ｂ０１５に掲げる退院時共同指導料２ ル　区分番号Ｃ００３に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料 ヲ　区分番号Ｃ００７に掲げる在宅患者連携指導料 ワ　区分番号Ｃ００８に掲げる在宅患者緊急時等カンファレンス料	五　次に掲げる患者 イ　介護老人保健施設に入所している患者 ロ　介護老人保健施設において短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている患者 六　次に掲げる患者（以下「介護老人福祉施設入所者」という。） イ　地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所している患者 ロ　短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を受けている患者
次に掲げる点数が算定されるべき療養 一　別表第一第３章に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの イ　区分番号Ｂ００４に掲げる退院時共同指導料１の例により算定する点数 ロ　区分番号Ｂ０１０に掲げる診療情報提供料(Ⅱ)の例により算定する点数 二　別表第二に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの イ　区分番号Ｂ００６―３―２に掲げるがん治療連携指導料 ロ　区分番号Ｂ０１４に掲げる退院時共同指導料１ ハ　区分番号Ｃ００３に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料 ニ　区分番号Ｃ００７に掲げる在宅患者連携指導料 ホ　区分番号Ｃ００８に掲げる在宅患者緊急時等カンファレンス料	次に掲げる点数が算定されるべき療養 一　別表第一に規定する点数（当該患者が入所する施設における医師により行われる医学的管理に相当する療養に係るものを除く。） 二　別表第二及び別表第三に規定する点数
二　別表第一区分番号Ｂ００９に掲げる診療情報提供料(Ⅰ)（注３又は注13に掲げる場合に限る。）が算定されるべき療養	別表第一備考中第四号中「第九項」を「第七項」に改め、同第六号中「第十項」を「第八項」に改め、同第十二号の次に次の一号を加える。 十三　この表において「別表第一」とは、診療報酬の算定方法別表第一をいい、「別表第二」とは、診療報酬の算定方法別表第二をいい、「別表第三」とは、診療報酬の算定方法別表第三をいう。 別表第二第二号の項から第十三号の項までを次のように改める。
三　次に掲げる点数が算定されるべき療養 イ　別表第一区分番号Ｃ００１に掲げる在宅患者訪問診療料 ロ　別表第一区分番号Ｃ００２に掲げる在宅時医学総合管理料 ハ　別表第一区分番号Ｃ００３に掲げる在宅がん医療総合診療料	二　同一月において、居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導（医師が行う場合に限る。）を行い、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費を算定した場合には、算定できない。 入院中の患者以外の患者であって、小規模多機能型居宅介護又は複合型サービスを受けているものについては、当該患者が当該サービスの利用を開始した日より前三十日の間に患家を訪問し、別表第一区分番号Ｃ００１に掲げる在宅患者訪問診療料、別表第一区分番号Ｃ００２に掲げる在宅時医学総合管理料又は別表第一区分番号Ｃ００３に掲げる施設入居時等医学総合管理料を算定した保険医療機関の医師が診察した場合（当該患者が当該サービスを提供する施設における医師により行われる在宅がん医療総合診療料を算定した場合を除く。）に、当該サービスの利用を開始した日から三十日の間に限り、算定できる。